

令和3年3月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車、自転車、ノートパソコンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
（うちガスこんろ（LPガス用）1件、石油ストーブ（開放式）1件、石油ストーブ（密閉式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 7件  
（うち発電機（カセットボンベ式、携帯型）1件、電気ストーブ（パネルヒーター）1件、電気こたつ1件、電動アシスト自転車2件、自転車1件、ノートパソコン1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 9件  
（うちサーキュレーター1件、電気がま1件、照明器具1件、エアコン2件、ルーター（パソコン周辺機器）1件、扇風機1件、除湿機1件、食器洗い乾燥機1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800338、A201800734、A201900060を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について (管理番号：A202000974)

#### ①事故事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した電動アシスト自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

#### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）  
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_033/assets/caution\\_033\\_200624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf)

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	<a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a> 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	<a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a> 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：16.1%（2020年12月16日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	34	重傷	2014年度	0	—
2019年度	42	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	2	重傷	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	0	—
2015年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202000974、A202000976）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。  
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。  
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月～2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



### <車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

#### ○ブリヂストンサイクルブランドの場合



#### ○ヤマハ発動機ブランドの場合



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

##### 【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：10時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

## (2) ブリヂストンサイクル株式会社が輸入した自転車について

(管理番号：A202000976)

### ①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が輸入した自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右肩を負傷する事故が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

### ②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、「一発二錠」（※）を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなるおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202000976）が上記リコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

（※）「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）  
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_033/assets/caution\\_033\\_200624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf)

③ 以降については、（1）③④を参照してください。

(3) レノボ・ジャパン合同会社が輸入したノートパソコンについて（管理番号：A202000983）

①事象について

レノボ・ジャパン合同会社（法人番号：2010401057479）が輸入したノートパソコンを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（バッテリー充電条件を最適化するソフトウェアアップデートの無償配信・一部製品のバッテリー無償点検）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、製品に内蔵しているリチウムイオンバッテリーが焼損する重大製品事故が多発していることから、事故の再発防止を図るため、2020年（令和2年）5月12日にウェブサイトへ情報を掲載し、対象製品についてバッテリー充電条件を最適化するソフトウェアアップデートの無償配信及び一部製品のバッテリー無償点検を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202000983）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、対象製品モデル、製造期間、対象台数

製品名	対象製品モデル		製造期間	対象台数
YOGA Tablet 2 (Android)	YOGA Tablet 2-1050F	10 インチ Wi-Fi モデル	2014 年 9 月 ～ 2015 年 12 月	175, 141
	YOGA Tablet 2-1050L	10 インチ LTE モデル		
	YOGA Tablet 2-830F	8 インチ Wi-Fi モデル		
	YOGA Tablet 2-830L	8 インチ LTE モデル		
	YOGA Tablet 2 Pro-1380F	13.3 インチ Wi-Fi モデル		
YOGA Tablet 2 (Windows)	YOGA Tablet 2-1051F	10 インチ Wi-Fi モデル		
	YOGA Tablet 2-1051L	10 インチ LTE モデル		
	YOGA Tablet 2-851F	8 インチ Wi-Fi モデル		
YOGA Tab 3	Lenovo YT3-X50F	10 インチ Wi-Fi モデル	2015 年 10 月 ～ 2019 年 12 月	106, 374
	Lenovo YT3-X50L	10 インチ LTE モデル		
	Lenovo YT3-850F	8 インチ Wi-Fi モデル		
	Lenovo YT3-850L	8 インチ LTE モデル		
	Lenovo YT3-X90F	10 インチ Wi-Fi モデル		
	Lenovo YT3-X90X	10 インチ LTE モデル		
	Lenovo YT-X703F	10 インチ Wi-Fi モデル		
	Lenovo YT-X703X	10 インチ LTE モデル		
合 計				281, 515

2020年（令和2年）5月12日からリコール（バッテリー充電条件を最適化するソフトウェアアップデートの無償配信・一部製品のバッテリー無償点検）を実施  
改修率：19.8%（2021年3月12日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2014 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	2	火災	2016年度	0	—
2019年度	7	火災	2015年度	0	—
2018年度	2	火災	2014年度	0	—
2017年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202000983）は含まない。

<対象製品の確認方法>

対象製品の液晶画面の裏面に製品名とシリアル番号が印字されたシールが貼付されていますので、御確認ください。

（製品名：YOGA Tablet 2）



（製品名：YOGA Tablet 3）



※シールの印字で確認できない場合は、以下で御確認いただけます。

製品名：Android 画面、「設定」－「タブレット情報」－「モデル」

シリアル番号：Android 画面、「設定」－「タブレット情報」－「端末の状態」  
－「シリアル番号」



<バッテリー無償点検対象の確認方法>

確認したシリアル番号を事業者専用ウェブサイト内の検索ボックスに入力いただくことでバッテリー無償点検対象か御確認いただけます。

(専用ウェブサイト)

<https://pcsupport.lenovo.com/jp/ja/solutions/self-check-tool-service>

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、異常発熱及び発火を未然に防ぐため、同社ウェブサイトからバッテリー充電最適化設定のソフトウェアアップデートを実施してください。また、お持ちの製品がバッテリー無償点検の対象になる場合、同社サービスセンターにおいて、バッテリーの無償点検を実施しています。事業者の問合せ先は下記となります。

【問合せ先】

レノボ・スマートセンター特設窓口

電話番号：0120(988)819

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：<https://pcsupport.lenovo.com/jp/ja/solutions/self-check-tool-service>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、田代、大江

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000979	令和3年3月7日	令和3年3月18日	ガスこんろ(LPガス用)	GCH-60S	タカラスタンダード株式会社	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から25年以上経過した製品
A202000980	令和3年2月18日	令和3年3月19日	石油ストーブ(開放式)	SX-28	株式会社コロナ	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大分県	令和3年2月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月10日
A202000981	令和3年3月9日	令和3年3月19日	石油ストーブ(密閉式)	FFR-70SX	サンポット株式会社	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800338	平成30年7月25日	平成30年9月5日	発電機(カセットボンベ式、携帯型)	MGC900GB	三菱重工業エンジン株式会社	火災 軽傷1名	当該製品に装着した他社製のカセットボンベが破裂する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 調査の結果、使用者が誤って当該製品と同型品を近接して設置したため、運転中の同型品の排気ガスが当該製品の開口部を通じて内部に侵入したことで、当該製品に装填されていたカセットボンベが過熱され、破裂に至ったものと推定されるが、取扱説明書において、他の熱源が存在する場合にカセットボンベが過熱されるおそれがある旨の記載が十分でなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	岡山県	平成30年9月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800734	平成31年2月10日	平成31年2月22日	電気ストーブ(パネルヒーター)	CNS-200UJ	日本スティーベル株式会社 (輸入事業者)	火災	施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、内部のシーズヒーターが異常発熱したため、焼損に至ったものと推定されるが、ヒーターが異常発熱した原因の特定には至らなかった。	北海道	平成31年2月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

## 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900060	平成31年4月7日	平成31年4月22日	電気こたつ	ピンズN 9060 WW	株式会社ニトリ (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品の脚部が外れ、天板が子供(6歳)の左足指に落下し、負傷した。 調査の結果、当該製品の天板裏にねじで回し付ける脚部の雄ねじの長さが1か所短く、脚部と天板の取付部の嵌合が浅かったこと、脚部の組立て時のねじの締め付けが緩く使用の過程で更に緩みが生じたこと等から、脚部が天板裏から脱落し、天板が横倒しとなって足に当たり負傷したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「こたつ脚に緩みやがたつきがないか、定期的に点検する。緩んだりがたついたりしたまま使用すると、けがや故障の原因となる恐れがある。」旨、記載されている。	大阪府	平成31年4月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000971	令和3年2月20日	令和3年3月18日	電動アシスト自転車	PA27CS5	ヤマハ発動機株式会社	火災	当該製品のバッテリーを充電中、当該製品のバッテリー部分を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	奈良県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月8日
A202000974	令和3年1月8日	令和3年3月18日	電動アシスト自転車	A6L7	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月8日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 16.1%
A202000976	令和3年1月21日	令和3年3月18日	自転車	CU40P	ブリヂストンサイクル株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右肩を負傷した。現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月8日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 16.1%
A202000983	令和3年3月10日	令和3年3月19日	ノートパソコン	59428422	レノボ・ジャパン合同会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	青森県	令和2年5月12日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 19.8%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000972	令和3年3月1日	令和3年3月18日	サーキュレーター	火災	事業所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202000973	令和3年2月16日	令和3年3月18日	電気がま	火災	当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和3年2月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月4日
A202000975	令和3年2月27日	令和3年3月18日	照明器具	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から35年以上経過した製品
A202000977	令和2年11月10日	令和3年3月18日	エアコン	火災 軽傷2名	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	製造から15年以上経過した製品 令和2年12月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月8日
A202000978	令和3年2月15日	令和3年3月18日	ルーター(パソコン周辺機器)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月9日
A202000982	令和3年2月21日	令和3年3月19日	エアコン	火災	施設で当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月8日
A202000984	令和2年8月25日	令和3年3月19日	扇風機	火災	保育園で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	香川県	製造から25年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月10日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000985	令和2年9月12日	令和3年3月19日	除湿機	火災	工場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	製造から35年以上経過した製品事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月15日
A202000986	令和2年12月3日	令和3年3月19日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

発電機（カセットボンベ式、携帯型）（管理番号：A201800338）



電気ストーブ（パネルヒーター）（管理番号：A201800734）



電気こたつ（管理番号：A201900060）



電動アシスト自転車（管理番号：A202000971）

